

医療費の払戻しについて◆◆◆◆◆◆◆◆

県外の医療機関で受診したとき、または受給者証を持参せず医療費を支払ったときは、払戻しの申請ができます。

払戻し申請の方法

○logo フォームによるオンライン申請

右記 QR コードから



○郵送 福祉医療費交付申請書に領収書を添付して子ども政策課に郵送してください。申請書はウェブサイトからダウンロードしてください。

宇部市 乳幼児医療

宇部市 子ども医療

○窓口 宇部市役所 1階 ① 子ども・子育て窓口
※総合案内で番号札を発券してください
北部総合支所 市民生活課窓口

申請に必要なもの

- ・領収書(受診者名・診療日・保険点数・受領額 発行日・受領者名の記載されたもの)
- ・児童の健康保険証
- ・福祉医療費受給者証
- ・父又は母名義の銀行等の口座番号
- ・装具装着証明書(装具の払戻しの場合)
- ・弱視等治療用眼鏡等作成指示書 (治療用眼鏡の払戻しの場合)

福祉医療費助成制度(乳幼児・子ども)

	乳幼児	子ども
受給者証 記号	72~75(県) 76~77(市)	46~47(市)
助成の 対象	宇部市内に居住地を有し、 健康保険制度に加入する児童 (※生活保護を受けている、または 児童福祉施設に入所し国等の負担による 医療を受けることができる方を除く)	
対象 期間	小学校就学前ま で(満6歳に達す る日以後最初の 3月31日まで)	小学1年生から中学 3年生まで(満15歳 に達する日以後最初 の3月31日まで)
助成の 制限	所得制限なし ※制度判定のため 所得の申告が必要 です。	所得制限なし
助成の 方法	福祉医療費受給者証を交付します。 県内の医療機関で受診するときは、健康保険証と一 緒に医療機関の窓口に提示してください。	
助成の 範囲	健康保険が適用される医療費の自己負 担分(入院時の食事療養費等は除く)を 助成します。	
有効 期間	毎年8月1日から翌年7月31日まで	

(県): 山口県の制度

(市): 宇部市の独自制度

福祉医療費助成制度 (乳幼児・子ども)の ご案内



福祉医療費助成制度(乳幼児・子ども)は
安心して子どもを生き育てられるよう
宇部市に住むすべての中学生までの子どもの
医療費の自己負担分を助成する制度です。

宇 部 市

お問い合わせ先
宇部市役所 1階 ① 子ども・子育て窓口
子ども政策課 手当・医療係
TEL (0836) 34-8332
FAX (0836) 22-6051
〒755-8601 宇部市常盤町一丁目7番1号

受給者証交付について◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

出生、転入等により新たに受給資格が生じた場合、福祉医療費助成制度(乳幼児・子ども)を受給するには【福祉医療費受給者証交付申請書】の提出が必要です。助成は、受給者証交付申請をした日の属する月の初日から開始となります。

※出生の場合は誕生日から開始。

(誕生日(誕生日を含む)から60日以内に申請をした場合に限る)

※転入の場合は転入日から開始。

(転入と同月中に申請した場合に限る)

申請書提出の方法

○市ウェブサイトによるオンライン申請

右記 QR コードから



○郵送 申請書に児童の健康保険証の写しを添付して子ども政策課に郵送してください。申請書はウェブサイトからダウンロードしてください。



○窓口 宇部市役所 1階 ⑪ 子ども・子育て窓口

※総合案内で番号札を発券してください

北部総合支所 市民生活課窓口

東岐波・西岐波・厚南・原・厚東

二俣瀬・小野の各市民センター窓口

申請に必要な書類等

- 児童の健康保険証
- 父母の市民税額が確認できるもの
(8月から12月の申請は当該年度分、1月から7月の申請は前年度分)
(例) 所得課税証明書等
※転入等で、宇部市で課税状況が確認できない方が、乳幼児医療費助成制度を申請される場合のみ必要です。
- ※マイナンバーによる所得照会により省略できる場合があります。(マイナンバーカード又は通知カード等が必要です。)
- その他、状況に応じて追加書類が必要になる場合があります。

届け出について◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

福祉医療費助成(乳幼児・子ども)受給中は、次のような届け出等が必要です。

交付申請書	出生・転入等により新たに受給資格が生じたとき
変更届	氏名が変わったとき 宇部市内で住所が変わったとき 加入する健康保険証が変わったとき
資格喪失届	転出することになったとき 生活保護を受けることになったとき 他の福祉医療費助成制度を受けることになったとき等、受給資格がなくなったとき
再交付申請書	受給者証を紛失したとき
更新申請書 (乳幼児医療のみ)	更新手続きは毎年6月に行います。原則として自動更新ですが、宇部市で課税状況が確認できない方(所得の申告をしていない方など)は手続きが必要です。

適正な受診のお願い◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

この制度を支える財源は、みなさまの税でまかなわれています。

- かかりつけ医を持ちましょう
- 健診、予防接種を受けましょう
- 休日夜間のお子様の急病時、病院に行ったほうが良いか判断に迷ったら、子ども医療電話相談(#8000)をご利用ください
- ジェネリック医薬品を選びましょう
- 学校や保育園・幼稚園の管理下で起こったけがなどで日本スポーツ振興センターの災害給付の対象となる場合は、助成の対象外となります。

他の医療給付制度(養育医療・育成医療・小児慢性特定疾患の医療等)と福祉医療費助成制度(乳幼児・子ども)を同時に受給中の方は、他の医療給付制度で生じた自己負担額の払戻し申請が可能です。負担された額のわかる領収書と払戻しの申請に必要なもの(裏面参照)をご準備いただき、お手続きください。